

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目次

◇告示字の区域の変更

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の設立認可の適否の決定

基本測量の実施

土地区画整理事業の認可

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(三件)

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

告示

鳥取県告示第六百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十二年四月二十三日現在の地番による。)
大字小原字河原	大字小原字河原のうち八八、八八の一から八八の三まで、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小原字上戸尻	大字小原字上戸尻のうち一三の二、一三の三、一三内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字葛谷字疊岩	大字葛谷字疊岩の全域、大字小原字河原八八、八八の一から八八の三まで、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字小原字上戸尻一三の二、一三の三、一三内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字刈地字郷原	大字刈地字郷原のうち二三の二から二三の四まで、二三の二、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の五まで、二六の一、二六の二、一一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字古市字乳母懐	大字古市字乳母懐の全域並びに大字刈地字郷原二三の二から二三の四まで、二三次一、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の五まで、二六の一、二六の二、一一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第六百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

指定期月日	医療機関名	所在地
昭和五十二年七月十八日	森本外科、脳神経 外科医院	東伯郡東伯町大字逢束 二二〇
昭和五十二年八月一日	なかくき医院	米子市末広町五二
昭和五十二年九月一日	田中医院	鳥取市浜坂字下河原の一

鳥取県告示第六百三十二号

昭和五十二年三月二十五日付けで八頭郡郡家町大字西御門一一三番地波多野俊爾ほか三十三人の者から申請のあつた八頭中央土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場、船岡役場及び河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 作業種類

基本測量(二等重力測量)

二 作業期間

昭和五十二年八月二十四日から同年十月十三日まで

三 作業地域

溝口町、日野町及び日南町

鳥取県告示第六百三十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し

基づき、的場土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

七 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

八 公告の方法

鳥取市の場一一八番地西尾愛治宅に掲示する。

鳥取県告示第六百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から淀江都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から羽合都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 事業施行期間

昭和五十二年八月十六日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市字下坪、字小寺、字背戸田及び字檜橋の各一部

四 土地区画整理事業の名称

的場土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市字下坪一一八番地

六 施行認可の年月日

昭和五十二年八月十二日

鳥取県告示第六百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたの

で、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月十日 鳥取県指令受都計第百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字宮向

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七番地

有限会社 海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第六百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年八月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定によ

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年八月十六日

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市巣城四四六番地六 東伯住宅販売有限会社 取締役社長 高力典夫	倉吉市下余戸字釜ヶ町一 四五一、一四五一二	幅員 六・三〇 一四・五〇メートル
		延長 四二・九〇メートル